

令和 8 年度におけるいすみ市の障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針

令和 8 年 5 月 3 1 日策定

1 目的

障害者就労施設等の受注の機会の拡大等を図るため、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）第 9 条の規定により、障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的として作成する。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての組織が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等
 - ア 就労継続支援事業所（A 型・B 型）
 - イ 就労移行支援事業所
 - ウ 生活介護事業所
 - エ 障害者支援施設（日中に生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
 - オ 地域活動支援センター
- (2) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所
- (3) 障害者優先調達推進法施行令（平成 25 年政令第 22 号）に基づく事業所
 - ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）
 - イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）
 - ① 障害者の雇用者数が 5 人以上
 - ② 障害者の割合が従業員の 20% 以上
 - ③ 雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30% 以上
- (4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等
 - ア 在宅就業障害者
 - イ 在宅就業支援団体

4 調達の対象品目

調達を推進すべき物品等については、分野を限定せず、また過去に調達実績のない物品

等の調達についても対象とする。

5 調達の目標

前年度の実績を上回ることを目標とする。

6 調達の推進方法

(1) 調達に当たっての基本的考え方

物品等の調達に当たっては、適正な価格、機能及び品質を確保しつつ、障害者就労施設等からの随意契約の活用も含めた調達の可能性について検討する。

また、調達の実施に当たっては、本市の調達に関する他の施策との調和を図るとともに、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

(2) 随意契約の活用による調達

障害者就労施設等からの物品等の調達に際しては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による随意契約を積極的に活用すること。

(3) 調達推進に必要な情報提供等

福祉課は、障害者就労施設等で提供可能な物品や役務等の情報収集に努め、その情報を、この方針を適用する全ての部署に対して情報提供を行なうものとする。

7 調達方針及び調達実績の公表

(1) 本方針を策定したときは、市ホームページ等により、公表する。

(2) 調達実績については、概要を取りまとめ次第、市ホームページ等により、公表する。

8 調達方針の担当部署

この調達方針の担当部署は、福祉課とする。